



埼玉県発行

目次

告示

- 特定非営利活動法人の設立に係る公告 (中央創造) 一
- " " (西部創造) 一
- " " (") 二
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告 (") 二
- " " (東部創造) 二
- WTOに基づく一般競争入札公告 (入札企画室) 三
- 草加都市計画生産緑地地区の変更 (みどり自然課) 八
- クリーニング業法第八条の第二項の規定に基づくクリーニング師の研修及び同法第八条の規定に基づく業務従事者の講習の指定 (生活衛生課) 八
- 上尾都市計画事業伊奈特定土地

告示

- 区画整理審議会委員の選挙人名簿の確定及び選挙すべき委員の数 (伊奈新都市建設事務所) 八
- 計量器の定期検査 (計量検定所) 九
- " " (") 一一
- 開発行為に関する工事の完了公告 (杉戸県土) 一二
- 埼玉県教育委員会定例会の招集 (教委・総務課) 一二
- 公職選挙法の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定 (選管委) 一二
- 埼玉県議会議員又は埼玉県知事選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示 (") 一三

埼玉県告示第千五百五十七号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県中央地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年七月十日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人WAIWAI
代表者の氏名
高橋 紀久江

四 主たる事務所の所在地
埼玉県川口市西青木一丁目一番三
四号

五 定款に記載された目的
この法人は、地域(市民・行政・企業など)と連携し、おもに子育て親子に対し、子育てひろばや親育ち講座、

子育て情報の提供などをし、子育てを通して誰もが豊かに育ちあえる子育て環境づくりに寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百五十八号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用してする方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saiamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十日
埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日
平成十九年七月十一日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人食育の会おむすびころりん
代表者の氏名
上河内 弥生

四 主たる事務所の所在地

埼玉県和光市本町三十一番二一四四九号 C I ハイッ

五 定款に記載された目的

この法人は、一般市民及び未来を担う子ども達に対し、食育活動を行い、社会貢献に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千五百五十九号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月十二日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人コットンドリー

ム

三 代表者の氏名

綿 祐二

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市大字南畑新田千五百六十番地一

五 定款に記載された目的

この法人は、障害児・者を対象に、社会福祉全般及び文化、芸術、スポーツなど地域に密着した事業を行うとともに、自立した家族支援を行う。また社会福祉活動支援を志す者の養成を積極的に図り、地域社会の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県西部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月十日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人親子学

www.saitamaken-npo.net))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月十日

二 特定非営利活動法人の名称

親子学

三 代表者の氏名

鈴木 由美子

四 主たる事務所の所在地

埼玉県入間市大字下藤沢千九百番地十七

五 定款に記載された目的

この法人は、子育てに従事する保護者、教育者に対して、子育て等にかかる諸問題を共に考え、心豊かでやりがいのある子育てや教育が実現できるよう支援する。また、行政機関等にも働きかけ、虐待、家庭内暴力、非行、不登校、校内暴力、学級崩壊などの起りにくい、安全で健全な地域社会の実現を目指す社会教育の推進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千六百一十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書

が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、総務部NPO活動推進課及び埼玉県東部地域創造センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成十九年七月十日

二 特定非営利活動法人の名称

(変更前) 特定非営利活動法人健康食品評議会

(変更後) 特定非営利活動法人診・薬医療ネットワーク

三 代表者の氏名

大山 邦之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県春日部市中央一丁目十六番地

二

五 定款に記載された目的

(変更前) この法人は、いわゆる健康食品や食品・化粧品の品質を見極め、その情報を提供することにより生活者の利益を守っていくことを目的とする。

(変更後) この法人は、クリニックと薬局・薬店が連携しあいながら、患者に正確で適切な医療情報を提供し、

且つ患者が安心できる説明責任を果たすことにより、患者の医療への満足度を高めることを目的として活動する。

埼玉県告示第千百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成十九年七月二十日

埼玉県知事 上田 清司

1 工事概要等

(1) 工事名

総合治水対策特定河川工事 (地下河川築造工)

(2) 工事場所

一級河川 東川 埼玉県所沢市大字牛沼地内

(3) 工期

契約確定の日から平成21年9月30日まで

(4) 設計金額

入札執行後に公表する。

(5) 工事概要

地下河川築造工

工事延長1.28km、内径5.20m、泥土圧シールド工法

(6) 使用する主な資機材

鋼製コンクリート中詰めセグメント (外径5.6m、内径5.2m)

(7) 入札手続の方法等

本工事は、埼玉県公共工事等電子入札運用基準に基づき、資料の提出、届出及び入札を埼玉県電子入札共同システム (以下「システム」という。) により行う工事である。国土交通省の行うコアシステムによる電子入札に参加した実績を有する者はシステムにより入札参加を行うこと。入札に関する情報は次のとおりインターネットホームページに掲載する。

ア アドレス

<https://ebidwww.jk.ebid.pref.saitama.lg.jp/koukai/do/KF000ShowAction>

イ 掲載期間

平成19年7月20日(金) から

平成19年8月30日(木) まで

2 入札執行の日時

変更する場合は、入札参加資格があると認められる者に別途通知する。

(1) 入札書提出期間

平成19年8月27日(月) 午前9時00分から

平成19年8月29日(水) 午後5時00分まで (必着)

(2) 開札日時

平成19年8月30日(木) 午前10時00分

3 入札に参加する者に必要な資格

本工事の入札に参加する者に必要な資格は、次のとおりである。

(1) 次の要件を満たすこと。

ア 単体又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体 (以下「特定企業体」という。) であること。特定企業体にあつては、その運営形態及び代表者の選定については、埼玉県建設工事共同企業体取扱要綱によること。

イ 特定企業体の場合、各構成員の出資比率は、2者による特定企業体にあつては30%以上、3者による特定企業体にあつては20%以上であること。

ウ 特定企業体の場合、代表構成員は、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条の規定による土木工事業に係る特定建設業の許可を受けており、その出資比率は構成員中最大であること。

エ 単体又は特定企業体における各構成員が、次に掲げる要件をすべて満たすこと。

ク) 本入札に係る複数の特定企業体の構成員となっていないこと。また、単体の場合にあつては、他の特定企業体の構成員となっていないこと。

ク) 次のいずれにも該当しない者であること。
 a 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4第1項の規定に該当する者
 b 埼玉県財務規則 (昭和39年埼玉県規則第18号。以下「財務規則」という。) 第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者

- 。 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、更生手続開始決定又は再生手続開始決定の日を審査基準日とする経営事項審査の再審査を受けている者を除く。
- (ウ) この工事の公告日から開札日までの期間に、埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱に基づき指名停止の措置を受けていないこと。
- (エ) 建設業法第3条の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- (オ) 経常建設共同企業体でないこと。
- (カ) 平成17年度及び平成18年度に完成した埼玉県発注工事のうち土木工事業の工事成績点数の平均が、いずれの年度においても70点以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。
- オ 単体又は特定企業体の各構成員が、土木工事業について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23の経営事項審査を受け、その総合評点が1,000点以上であること。ただし、当該経営事項審査の審査基準日は、開札日に直近のものとし、上記エ(カ)ただし書に該当する者は、手続開始決定の日以降のものとする。
 なお、官公需適格組合については、その総合評点を、平成19・20年度埼玉県建設工事請負競争入札参加資格者格付要領第4のただし書に定める特例により算出した客観的事項の審査数値と読み替えることができるものとし、その算出に当たっては、審査基準日が開札日に直近のものである経営事項審査における数値を用いるものとする。
- (2) 施工実績
 単体又は特定企業体の代表構成員（以下「代表構成員等」という。）は、平成9年7月1日から平成19年6月30日までに、仕上がり内径3.0m以上の密閉型機械式シールド工事を元請けとして完成させた実績を有すること（特定企業体の構成員としての実績も可とする。）。
- (3) 配置予定技術者
 ア 代表構成員等は、次に掲げる要件を満たす主任技術者又は監理技術者を建設業法に従って本工事に専任で配置することができること。

- (ウ) 土木工事業に係る監理技術者資格者証を有し、密閉型機械式シールド工事において監理技術者、主任技術者又は現場代理人として、従事した経験を有する者
- (イ) 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者
- イ 特定企業体における代表構成員以外のすべての構成員は、主任技術者として1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を建設業法に従って本工事に専任で配置することができること。
- ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料（以下「確認資料」という。）に記載すること。
- エ 本工事の配置予定技術者が、現在他の工事に現場代理人又は監理（主任）技術者として従事中で、本工事の予定工期と重複する場合は、その者を確認資料に記載することはできない（重複する期間が、他工事の後片付け期間と本工事の準備期間で、確実に本工事に配置可能な場合を除く。）。
- オ 配置予定の技術者は、その者が在籍する建設業者と一般競争入札参加資格等確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。
- カ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を締結しないことがある。
- 4 入札参加資格の有無の確認
 本人札に参加を希望する者は、確認申請書に確認資料を添付して、システム又は郵送若しくは宅配便により提出すること。
 同時に、その他必要な資料（以下「添付資料」という。）を郵送又は宅配便により提出し、入札参加資格の有無の確認を受けなければならない。
 なお、提出された添付資料は返却しない。
- (1) 確認申請書、確認資料及び添付資料の提出先、提出期限及び提出部数
 ア 提出先
 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部
 入札企画室 電話048-830-2721
 イ 提出受付期間
 平成19年7月30日（月）午前9時00分から
 平成19年8月2日（木）午後3時00分まで（必着）
 （この提出受付期間の終期日時を過ぎて提出した確認申請書は無効とす

埼玉県

る。)

ウ 提出部数

2部(正本1部及び副本1部。副本は、正本を複写したもので可。)

(2) 入札参加資格の確認通知

入札参加資格の確認結果は、資格がある旨はシステムにより平成19年8月17日(金)に、資格がない旨は電子メール及び電話により平成19年8月14日(火)にそれぞれ通知する。システムにより通知できない者には郵送等により通知する。

(3) 入札参加資格の有無の再確認

入札参加資格がない旨の確認通知を受けた者は、平成19年8月16日(木)午後3時00分(必着)までに上記(1)アの場合へ入札参加資格の有無の再確認を書面により求めることができる。再確認の結果はシステムにより通知する。システムにより通知できない者には郵送等により通知する。

(4) 入札参加資格の確認を受けた者であっても、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者は入札に参加することができない。また、開札日において入札参加資格の要件を満たしていない者が行った入札は無効とする。

5 設計図書等

設計図面及び仕様書等(以下「設計図書等」という。)は、システムにより開示する。

6 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり、質問書をシステム又は郵送により提出すること。

(1) 郵送による提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画室

(2) 受付期間

平成19年7月20日(金) 午前9時00分から
平成19年8月20日(月) 午後5時00分まで

(3) 質問に対する回答

質問に対する回答は、システムに掲示する。システムに掲示された内容閲覧できない者には郵送等で回答する。

7 郵便入札

入札に参加を希望する者がシステムにより入札参加を行うことができない場合は、郵送による入札書を受け付ける。提出先等は次のとおりである。

(1) 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画室

(2) 提出方法

書留郵便又は簡易書留郵便によること。

(3) 提出期間

上記2(1)に示すとおり。

8 現場説明会

開催しない。

9 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

ア 入札金額見積内訳書を初度入札時に入札書とともに提出すること。

イ 落札者は、落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。

(3) 入札回数

ア 再度入札は1回までとする。

イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。

(4) 入札の辞退

入札参加資格がある旨の通知を受けた後であっても、入札を辞退することができる。

(5) その他

ア 一度提出した入札書を書換え、引替え又は撤回することはできない。

イ 落札となるべき同額の入札をした者が2人以上あった場合は、くじにより落札者を決定する。

- ウ 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に違反する行為を行ってはならない。
- エ 入札に参加する者の数が1人であるときは、入札を執行しない。
- オ 入札を公正に執行することができないと認められるときは、入札を執行しないことがある。
- (6) 入札の無効
- ア 次のいずれかに該当する入札は無効とする。
- イ 次のいずれかに該当する郵便入札は無効とする。
- ロ 他人の電子証明書を不正に取得し、名義人になりすました者がした入札
- ハ 入札者の押印のない入札書による入札
- ニ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札
- ヒ 押印された印影が明らかでない入札書による入札
- ヘ 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書による入札
- ホ 所定の入札保証金を納付しない者又は納付した入札保証金の額が所定の率による額に達しない者がした入札
- ヘ 2通以上の入札書を提出した者がした入札
- コ 入札書が指定の日時までに指定の場所に到達しなかった入札
- 10 低入札価格調査制度に係る調査基準価格
 設定する（調査基準価格未滿の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行なった者を落札者とするか否かを決定する。）。
- 11 支払条件
- (1) 前金払
 する（その金額は契約金額の40%以内とし、1万円未滿の端数は切り捨てる。）。
- ただし、継続事業にあっては、その年割額の40%以内とする。
- (2) 中間前金払
 する（その金額は、契約金額の20%以内とし、1万円未滿の端数は切り捨てる。）。
- ただし、継続事業にあっては、その年割額の20%以内とする。
- (3) 部分払
 する。
- 12 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
 日本語及び日本円
- (2) 入札保証金
 本工事は入札ポッド制度の導入を試行する工事であり、入札保証金の取扱いに次のとおりとし、財務規則第93条第2項第2号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。
- ア 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の105に相当する金額（1円未滿の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未滿の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。
- イ 納付方法
 納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、次の場所にフアクシミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。
- なお、依頼書を持参した場合は受理しない。依頼書に記載された依頼者の住所あて着払いの宅配便にて送付する納付書兼領収書により納付すること。
- ロ 提出先
 〒350-1126 埼玉県川越市旭町2丁目13番地の6 埼玉県川越県土整備事務所治水部治水担当 電話049-243-2024 フラクシミリ049-243-2134
- ハ 依頼書提出期間
 平成19年8月17日（金）午前9時00分から
 平成19年8月27日（月）午後5時00分まで
- ニ 納付期限
 平成19年8月28日（火）
- ヘ 納付の確認
 金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを次の場所にフラクシ

ミリにて提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。

㉞ 提出先

〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画室 電話048-830-2721 ファクシミリ048-830-4727

㉟ 提出締切

平成19年8月29日(水) 午後5時00分まで(必着)

ホ 次のとおり有価証券を担保として持参により提出することにより、入札保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額と同額とする。

㊀ 対象となる有価証券

ア 利付国債

イ 埼玉県債

㊁ 提出先

〒350-1126 埼玉県川越市旭町2丁目13番地の6 埼玉県川越県土整備事務所治水部治水担当 電話049-243-2024 ファクシミリ049-243-2134

㊂ 提出締切

平成19年8月29日(水) 午後5時00分まで

カ 次のいずれかに該当する者は入札保証金の納付を免除する。

㊃ 保険会社との間に埼玉県を被保証者とする入札保証保険契約を締結し、その保険証券を郵送又は宅配便により上記エ㉞)に示す提出先(㉟)に示す期限までに提出した者

㊄ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共

工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)との間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送又は宅配便により上記エ㉞)に示す提出先(㉟)に示す期限までに提出した者

キ 落札者以外の入札保証金は入札の終了後に還付するので、納付書兼領収書等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ、振込先、口座番号等を記載した請求書を用意すること。

なお、落札者がその責めに帰すべき理由により契約を締結しないときの入札保証金は還付しない。

また、落札者に係る当該入札保証金は、当該落札者について納付すべき契約保証金に充当する。

(3) 契約保証金

本工事における契約保証金の取扱いには次のとおりとし、財務規則第81条第2項第3号に掲げる履行実績による契約保証金の免除は行わない。

ア 落札者は契約金額の100分の10以上(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げるものとする。)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。

イ 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。

なお、その価値は、債権金額(㊂)にあつては、保証金額)と同額とする。

㊃ 利付国債

㊄ 埼玉県債

㊅ 金融機関又は保証事業会社の契約保証証書

ウ 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。

㊆ 保険会社との間に埼玉県を被保険者とする履行保険契約を締結した者

㊇ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と、埼玉県を債権者とする工事履行保証契約を締結した者

エ 契約保証金は、契約の履行後、請負者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。

(4) 落札者の決定方法

競争入札参加資格の確認において参加資格があるとされた者の中で、財務規則第94条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、次のいずれかに該当する入札を行った者はこれを落札者としない。

ア 当該入札価格によつては、当該入札者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる入札

イ 当該入札者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認められる入札

(5) 手続における交渉の有無
無

(6) 契約書作成の要否
要

(7) 仮契約の締結

本件入札は、落札者との契約の締結に県議会の議決を要するものであるため、落札者と仮契約を取り交わし、県議会の議決後に本契約を締結する。

なお、落札決定から本契約までの間に埼玉県建設工事等の契約に係る指名停止等の措置要綱第2条に規定する指名停止措置を受けた者は、本契約を締結できない(契約辞退を申し出るものとする。)

(8) 契約後の技術提案

工事請負契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事の目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。

(9) この公告に関する問い合わせ先

埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 埼玉県総務部入札企画室 電話048-830-2721(直通) ファクシミリ048-830-4727

13 Summary

(1) Nature of Services Required:

Construction of an underground flow for the comprehensive flood control using the shield tunneling method.

(2) Application Acceptance Period:

By the electric bidding system or registered mail:
Between 9:00 am, July 30 and 3:00 pm, August 2, 2007

(3) Contact Information:

Bidding Services Office, General Affairs Department
Saitama Prefectural Government
Takasago 3-15-1, Urawa-ku, Saitama-shi 330-9301
Telephone 048-830-2721
Facsimile 048-830-4727

埼玉県告示第千六百六十三号

三郷市から草加都市計画生産緑地地区

の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和四十二年法律第

百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成十九年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千六百六十四号

クリーニング業法(昭和二十五年法律第二百七号)第八条の二第一項の規定によるクリーニング師の研修及び同法第八条の三の規定による業務従事者の講習として次のとおり指定した。

平成十九年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 主催者

東京都港区新橋六丁目八番二号
財団法人全国生活衛生営業指導センター

二 クリーニング師の研修の日程及び会場

イ 平成十九年十月二十八日

川越市大字小ヶ谷八百十七番一号

川越市保健所

ロ 平成十九年十一月十八日

さいたま市浦和区高砂三丁目十二番地二十四号

埼玉県教育会館

三 業務従事者の講習の日程及び会場

イ 平成十九年十月十七日
春日部市大沼一丁目七十六番地
埼玉県春日部地方庁舎

ロ 平成十九年十一月七日
さいたま市浦和区高砂四丁目四番十七号

埼玉県食環センター

四 受講料

イ クリーニング師の研修の受講料 五千円

ロ 業務従事者の講習の受講料 四千五百円

埼玉県告示第千六百六十五号

平成十九年八月十九日に行う上尾都市計画事業伊奈特定土地区画整理審議会委員選挙の選挙人名簿について、土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第二十一条第一項の規定による縦覧期間内に異議の申出がなく、同令第二十条第四項の規定により選挙すべき委員の数を次のとおり定めたので、同条第一項及び第四項の規定により公告する。

平成十九年七月二十日

埼玉県知事 上田清司

一 宅地の所有者が選挙すべき委員の数 十五人

二 宅地について借地権を有する者が選挙すべき委員の数 一人

埼玉県計量検定所長告示第三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定による特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

平成十九年七月二十日

埼玉県計量検定所長 天坂知司

一 検査対象となる特定計量器

質量計(ひょう量が二百五十キログラム以下の電気式以外のはかり)

二 検査を行う区域、期日、時間及び場所

区域	期日	時間	場所
上尾市	平成十九年八月二十二日	午前十時から正午まで	大谷公民館
	平成十九年八月二十三日	午後一時から三時まで	平方支所
	平成十九年八月二十四日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	文化センター
	平成十九年八月二十七日	午前十時から正午まで	上尾市農協本店
	平成十九年八月二十八日	午後一時から三時まで	上平公民館
	平成十九年八月二十九日及び同月三十日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	蓮田市役所駐車場

菖蒲町	平成十九年九月四日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	あやめ公園駐車場
白岡町	平成十九年九月五日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	白岡町役場
	平成十九年九月六日	午前十時から正午まで	白岡町役場
	平成十九年九月十三日	午後一時十五分から三時まで	J A 南彩野菜集出荷所
幸手市	平成十九年九月十四日まで	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	幸手市役所
羽生市	平成十九年九月十八日から同月二十日まで	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	羽生市民プラザ
行田市	平成十九年九月二十五日から同月二十八日まで	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	行田市役所駐車場
北本市	平成十九年九月九日及び同月十日まで	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	北本市役所第3庁舎1階
宮代町	平成十九年十月十一日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	宮代町役場前駐車場
北川辺町	平成十九年十月十二日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	北川辺町役場

栗橋町	平成十九年十月十六日	午前十時から正午まで	フレサ(南栗橋農産物直売所)
大利根町	平成十九年十月十七日	午後一時から三時まで	ハクレン館
桶川市	平成十九年十月十八日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	大利根町役場
久喜市	平成十九年十月十九日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	桶川市総合福祉センター
	平成十九年十月十九日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	桶川サン・アリーナ
	平成十九年十月二十四日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	清久コミュニティセンター・西公民館
	平成十九年十月二十五日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	太田集会所
春日部市	平成十九年十月二十六日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	江面農村センター(南公民館)
	平成十九年十一月一日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	幸松地区公民館
	平成十九年十一月二日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	武里市民センター

庄和総合支所	平成十九年十一月五日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	春日部市役所
春日部市役所	平成十九年十一月六日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	春日部市役所
杉戸町	平成十九年十一月六日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	杉戸町役場
騎西町	平成十九年十一月十四日	午後一時から三時まで	杉戸町役場
	平成十九年十一月十三日	午後十時から正午まで	杉戸町役場
	平成十九年十一月十四日	午後十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	騎西町役場南側駐車場
伊奈町	平成十九年十一月十五日	午後十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	伊奈町役場駐車場
加須市	平成十九年十一月十九日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	加須市民体育館駐車場
鷲宮町	平成十九年十一月二十日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	鷲宮町中央公民館
春日部市	平成十九年十一月六日	午前十時から正午まで及び午後〇時四十五分から三時まで	春日部市役所
宮代町			
杉戸町			

久喜市	平成十九年十二月七日	午前十時から正午	江面農村センター(南公民館)
幸手市		まで及び午後〇時	
加須市		四十五分から三時まで	
伊奈町			
鷲宮町			

埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成十九年七月二十日

埼玉県計量検定所長 天坂知司

一 検査対象となる特定計量器

質量計(電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり)

二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期日	場所
上尾市	平成十九年八月二十二日から十一月二十一日まで(日曜日、土曜日及び休日(埼玉県の休日と定める条例(平成元年埼玉県条例第三号)第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。)を除く。)	計量器の所在場所
蓮田市	平成十九年八月二十七日から十一月二十六日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
菖蒲町	平成十九年九月三日から十一月三十日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
白岡町	平成十九年九月五日から十二月四日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同

幸手市	平成十九年九月十三日から十二月十日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	計量器の所在場所
羽生市	平成十九年九月十八日から十二月十七日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
行田市	平成十九年九月二十五日から十二月二十一日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
北本市	平成十九年十月九日から平成二十年一月八日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
宮代町	平成十九年十月十一日から平成二十年一月十日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
北川辺町	平成十九年十月十二日から平成二十年一月十一日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
栗橋町	平成十九年十月十六日から平成二十年一月十五日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
大利根町	平成十九年十月十七日から平成二十年一月十六日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
桶川市	平成十九年十月十八日から平成二十年一月十七日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
久喜市	平成十九年十月二十四日から平成二十年一月二十三日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
春日部市	平成十九年十一月一日から平成二十年一月三十一日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同

杉戸町	平成十九年十一月十二日から平成二十年二月八日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	計量器の所在場所
騎西町	平成十九年十一月十二日から平成二十年二月八日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
伊奈町	平成十九年十一月十五日から平成二十年二月十四日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
加須市	平成十九年十一月十九日から平成二十年二月十八日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同
鷲宮町	平成十九年十一月二十二日から平成二十年二月二十一日まで(日曜日、土曜日及び休日を除く。)	同

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第五十九号

都市計画法(昭和四十二年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成十九年七月二十日

埼玉県杉戸県土整備事務所長

榎本 恵樹

一 許可番号

平成十九年三月二十六日

指令杉整第一八〇二三三〇号

二 検査済証番号

平成十九年七月十二日

杉整第五三〇一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

南埼玉郡菟浦町大字新堀字八東四九二一、四九二五、四九五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都西東京市西原町一丁目二番二号ルネサンスフォルム田無一階株式会社 アーネストワン
代表取締役 西河 洋一

埼玉県教委告示第二十五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成十九年七月二十日

埼玉県教育委員会委員長

一日時

石川 正夫

平成十九年七月二十六日 午前十時
二 場所
さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一
号
一 議題
イ 埼玉県生涯学習審議会委員の委嘱及び任命について
ロ その他
埼玉県教育局教育委員会室

埼玉県選管告示第八十六号

公職選挙法施行令(昭和二十五年政令第八十九号)第五十五条第二項及び第四項第二号(地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)及び農業委員会等に関する法律施行令(昭和二十六年政令第七十八号)において準用する場合並びに最高裁判所裁判官国民審査法施行令(昭和二十三年政令第二百二十二号)において例による場合を含む。)の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

平成十九年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

種類	施設の開設主体及び名称	所在地
病院	医療法人誠昇会 介護老人保健施設 カントリーハーベスト北本	北本市石戸宿五丁目二三六
老人ホーム	社会福祉法人悦生会 特別養護老人ホーム なごみの里	さいたま市北区别所町八九二番地
老人ホーム	社会福祉法人日本失明者協会 特別養護老人ホーム むさし愛光園	深谷市大谷二四一番地
老人ホーム	社会福祉法人みよしの会 特別養護老人ホーム 桜荘	入間郡三芳町大字北永井四一五番一

埼玉県選管告示第八十七号

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成十九年七月二十日

埼玉県選挙管理委員会委員長 高 篠 包

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程の一部を改正する告示

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する規程(平成五年埼玉県選管告示第三十号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「又は第七条」を「第七条又は第十一条」に、「又は第八条」を「、第八条又は第十二条」に改める。

第二条第一項中「又は第九条」を「第九条又は第十三条」に改める。

第三条中「又は条例第八条」を「、条例第八条に規定する有償契約を締結したビラの作成を業とする者(以下「ビラ作成業者」という。)又は条例第十二条」に改める。

第四条第一項中「自動車使用証明書」の下に「、ビラ作成証明書」を、「その他の者」の下に「、ビラ作成業者」を加え、同条第二項中「自動車使用証明書」の下に「、ビラ作成証明書」を加え、「及び第五号様式」を「第五号様式及び第六号様式」に改める。

第五条第一項中「又は第九条」を「第九条又は第十三条」に改め、「自動車使用証明書」の下に「、ビラ作成証明書」を、「燃料供給業者」の下に「、ビラ作成業者」を加え、同条第二項中「第六号」を「第七号」に改める。

別記第一号様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次のように加える。

る。

その二

ビラ作成契約届出書

次のとおりビラの作成契約を締結したので届け出ます。

平成 年 月 日

平成 年 月 日執行回選挙

候補者氏名

埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 権

記

契約年月日	契約の相手方の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	契約内容		備考
		作成契約枚数	作成契約金額	

備考 契約届出書には、契約書の写しを添付してください。

その二

ビラ作成枚数確認申請書

次のビラ作成枚数につき、埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例第九号の規定による確認を受けたいので申請します。

平成 年 月 日

埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 権

平成 年 月 日執行回選挙

候補者 氏 名 権

記

- 1 契約年月日 平成 年 月 日
- 2 契約の相手方
 - (1) 氏名又は名称
 - (2) 住 所
 - (3) 法人の場合は代表者の氏名
- 3 確認申請枚数 _____ 枚

区 分	作 成 枚 数	左のうち確認済又は確認申請枚数
前回までの累積枚数(A)	枚	枚
今回の枚数(B)	枚	枚
枚 数 計 (A)+ (B)	枚	枚
備 考		

備考

- 1 この申請書は、ビラ作成業者ごとに別々に候補者から埼玉県選挙管理委員会に提出してください。
- 2 この申請書は、ビラ作成枚数について公費負担の対象となるものの確認を受けるためのものです。
- 3 「前回までの累積枚数」には、他のビラ作成業者によって作成された枚数をも含めて記載してください。

別記第二号様式その二中「第六号」を「第七号」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次のように加える。

別記第六号様式その二中「第6条」を「第5条」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次のように加え、別記第六号様式を別記第七号様式とする。

請 求 書
(ビラの作成)

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費に関する条例第9条の規定により、次の金額の支払を請求します。

平成 年 月 日
埼玉県知事 氏 名 様

住 所 (〒)
電 話 番 号 ()
氏名又は名称
法人の場合は
代表者の氏名

記

1 請求金額 円
2 内 訳
別紙請求内訳書のとおり
3 平成 年 月 日執行何選挙
4 候補者の氏名
5 銀行名、口座名及び口座番号

銀行		支店	
日 庄 名 別 記	口 座 名	普 通 ・ 当 座	
	口 座 番 号		

- 備考
- この請求書は、候補者から受領したビラ作成枚数確認書及びビラ作成証明書とともに選挙の前日後速やかに提出してください。
 - 候補者が供託物を没収された場合には、埼玉県に支払を請求することはできません。

確認番号部 号
ビラ作成枚数確認書

埼玉県議会議員又は埼玉県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公費に関する条例第9条の規定に基づき、次のビラ作成枚数は、同条に定める枚数の範囲内であることを確認する。

平成 年 月 日
埼玉県選挙管理委員会委員長 氏 名 様 印

記

1 平成 年 月 日執行何選挙
2 候補者の氏名
3 確認枚数 枚

備考

- この確認書は、ビラ作成枚数について確認を受けた候補者からビラ作成業者に提出してください。
- この確認書を受領したビラ作成業者は、公費の支払の請求をする場合には、ビラ作成証明書とともに当該確認書を請求書に添付してください。
- この確認書に記載された候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。

別記第三号様式その二中「第6条」を「第5条」に改め、同様式その二を同様式その三とし、同様式その一の次に次のように加える。

別記第四号様式の次に次の一様式を加える。

ビラ作成証明書

次のとおりビラを作成するものであることを証明します。

平成 年 月 日 平成 年 月 日執行何選挙
候補者 氏 名 様

記

ビラ作成業者の氏名又は名称並びに住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	
作成枚数	枚
作成金額	円

備考

- この証明書は、ビラ作成業者ごとに別々に作成し、候補者からビラ作成業者に提出してください。
- ビラ作成業者が埼玉県に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。
- この証明書を発行した候補者について供託物が没収された場合には、ビラ作成業者は、埼玉県に支払を請求することはできません。
- 1人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

(1) 枚数
300,000枚+15,000枚×{埼玉県内の衆議院小選挙区選出議員の選挙区の数-1}
ただし、300,000枚を超える場合には、300,000枚

(2) 限度額
イ 確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
円 銭 (単価) × 当該作成枚数 = 限度額
ロ 確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} = \text{単価}$$

…1銭未満の端数は切上げ
単価 × 確認された作成枚数 = 限度額

別記第五号様式を別記第六号様式とする。

請 求 内 訳 書

作成金額		基準限度額		請求金額		備考
単価枚数	金額	単価枚数	金額	単価枚数	金額	
A B	A×B=C	D E	D×E=F	G H	G×H=I	
円 枚	円	円 枚	円	円 枚	円	

備考

- D欄には、次により算出した額を記載してください。
 - 確認書により確認された作成枚数が50,000枚以下の場合
円 銭
 - 確認書により確認された作成枚数が50,000枚を超える場合
$$\frac{\text{円} + \text{円 銭} \times (\text{当該作成枚数} - 50,000)}{\text{当該作成枚数}} \dots 1 \text{銭未満の端数は切上げ}$$
- E欄には、確認書により確認された作成枚数を記載してください。
- G欄には、A欄とD欄とを比較して少ない方の額を記載してください。
- H欄には、B欄とE欄とを比較して少ない方の枚数を記載してください。

附則
この告示は、公布の日から施行する。

発行日
毎週 火曜日・金曜日
購読料金
一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一（代表）
埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 四八―八二四―二二一（代表）
印刷所
関東図書株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 四八―八六二―二九〇（代表）